

令和4年6月3日三春町議会定例会6月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎
13番 影 山 常 光	14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第32号 財産の無償譲渡について

議案第33号 財産の無償譲渡について

議案第34号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 三春町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 田村市と三春町との間の園児及び小学校学齢児童の教育事務委託の廃止について

議案第37号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

議案第38号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第39号 令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第40号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

《議員提出議案》

発議第 4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

発議第 5号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

令和4年6月3日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	4 番 新 田 信 二
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一	7 番 佐 藤 一 八
8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子	10 番 篠 崎 聡
11 番 佐久間 正 俊	12 番 橋 本 善一郎	13 番 影 山 常 光
14 番 陰 山 丈 夫	15 番 影 山 初 吉	16 番 佐 藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

3 番 井 上 聡

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	永 山 晋	書記	橋 本 和 宜
		書記	林 有 希 奈

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 晃		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年6月3日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託
- 第 8 陳情事件の委員会付託
- 第 9 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は15名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和4年三春町議会定例会6月議会を開きます。それでは脱衣を許します。

○議長 お諮りします。本会議の議事日程は、掲載した令和4年三春町議会定例会6月会議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番篠崎聡議員、11番佐久間正俊議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。

定例会6月会議の日程は、本日より6月8日までの6日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会6月会議の日程は、本日より6月8日までの6日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載の届出写しのとおりであり、議場の席次については、掲載の「議場席次図」のとおりです。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和3年度第12回、令和4年度第1回、第2回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたので、了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載の議案第32号「財産の無償譲渡について」から、議案第41号「令和4年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」までの10議案です。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。令和4年三春町議会定例会6月会議が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、3月16日に発生しました福島県沖地震についてであります。

被害の状況であります。これまでに232件の災証明申請、65件の被災証明申請を受付し、それぞれ交付しております。

被害にあわれた方々に、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

なお、被災された住宅を修理するための支援事業に係る補正予算を本定例会に上程させていただいており、被災者の生活安定の一助となるよう支援してまいります。

町内では震度5以上の地震が2年続けて発生し、今回は一部の地区で停電も起きました。今後は、このような災害に備えるため、各地区自主防災会と連携を図り、防災リーダー研修や防災士養成講座などに取組むことが非常に重要であることを再認識したところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染者数については、全国的な傾向としては減少傾向にはあるものの、福島県内においては、子どもの感染割合が高い状態が続いていることから、「子どもの感染拡大防止重点対策」の期間が6月12日まで延長されました。

町の感染者の傾向についても、年代別の傾向をみると、10代までの感染者数が全体の4割を占めています。

また、20代から50代までの感染者数については、全体の5割近くとなっており、あわせると、50代までの方の感染が全体の9割近くを占めている状況となっています。

人と接触する機会が多い、また、移動する機会が多い年代において、感染者も多いという傾向があらためて確認できる内容となっています。

国からは屋外でのマスク着用の考え方が改めて示されたところではありますが、今後も、様々な場面において、人との距離を保つことやこまめな換気などの基本的な対策に加え、体調が悪い場合は、出勤や登校を控えることが感染拡大防止のためには非常に重要であると考えております。

また、ワクチン接種についてですが、対象者の概ね7割の方が3回目までの接種を終えられました。今後は、国の追加接種の方針に基づき、4回目の接種を進めてまいります。

4回目の接種対象者は、60歳以上の方と18歳から59歳で基礎疾患を有している方のうち、3回目の接種完了から5カ月を経過した方となり、およそ7,000人となる見込みです。

7月上旬からの接種に向け、町内医療機関などとの調整を行っており、町民への周知なども含め、準備を進めてまいります。

次に、国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受けた町の対応についてであります。

国では、原油価格や物価の高騰を受け、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするを目的として、総合緊急対策を4月に決定しました。

この対策では、低所得の子育て世帯に対して、子ども1人当たり5万円を給付する事業や住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への対応などが位置づけられており、これらに係る補正予算を本定例会に上程させていただいております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充による生活困窮者支援なども位置づけられており、町としても、具体的な事業の検討を進めているところでございます。

今後は、具体的な事業内容を議会に報告させていただき、併せて、予算編成作業も進めていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期間に及んでおりますが、引き続き、感染症対策と社会活動・経済活動の両立が図られるよう、様々な取組みを全力で進めてまいります。

次に、三春の春を象徴する滝桜の観光対応についてですが、今年は100周年記念事業の位置づけのもと、メモリアルライトアップとして「グランドマッピング」や「光のトンネル」、滝桜をより間近で見るための「ぐるっと滝ザクラ」など、様々な取組みを実施しました。

メモリアルライトアップを見るため、夜間に滝桜を訪れる方が多かったり、ぐるっと滝ザクラでは、間近で滝桜が見れて感動したといった声が寄せられたりと、非常に好評だったものと考えております。

また、リモート観光・オンラインバスツアーでは、8万人近くの方が視聴されており、今後、実際に三春町に訪れていただくことを期待したいと考えています。

期間中の来場者数は、87,607人でありました。滝桜の魅力をあらためて発信し、後世に伝え残していくため、100周年記念事業を継続して実施してまいります。

それでは、今回の6月会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、財産の無償譲渡に係る議案が2件、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定など、条例改正に係る議案が2件、田村市と三春町との間の園児及び小学校学齢児童の教育事務委託の廃止に係る議案が1件、補正予算に係る議案が5件で、計10議案となっております。

報告事項は、予算の繰越しが4件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決くださいますようお願い申し上げ、令和4年三春町議会定例会6月会議の開会にあたっての挨拶といたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第32号から議案第41号までの提案理由の説明に対する質疑です。

○議長 議案第32号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号「三春町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号「田村市と三春町との間の園児及び小学校学齢児童の教育事務委託の廃止に

ついて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号「令和4年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号「令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号「令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第41号「令和4年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7、議案の委員会付託を行います。

ただ今、議題となっております議案第32号から議案第41号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託し審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、審査することに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されますようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書」、陳情事件第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」の委員会付託につきましては、掲載した陳情事件文書表のとおり付託することに、異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

..... • • 報告事項 • •

..... • • 散会宣言 • •

(散会 午前10時15分)

令和4年6月4日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	3 番 井 上 聡
4 番 新 田 信 二	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子
10 番 篠 崎 聡	11 番 佐久間 正 俊	12 番 橋 本 善一郎
13 番 影 山 常 光	14 番 陰 山 丈 夫	15 番 影 山 初 吉
16 番 佐 藤 弘		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	永 山 晋	書記	橋 本 和 宜
		書記	林 有 希 奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳
保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子	子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫
産 業 課 長	嶋 原 健 二	企 業 局 長	大 内 広 三

教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
-------	---------	----------------------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年6月4日（土曜日） 午前10時00分開議

- 第1 諸般の報告
第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをいたします。

ただいま出席している議員は16名です。したがって、地方自治法113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、6名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか、時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

…………… 一般質問 ……………

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。それでは脱衣を許します。

日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執

行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりで、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりです。

日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っています。また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 13番影山常光議員、質問席に登壇願います。

影山常光議員、質問を許します。

○13番（影山常光議員） それでは、議長の許可を頂きましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

三春町の森林荒廃からの回復と植林・管理育成・伐採などの持続可能な森林事業の推進について質問させていただきます。

現在、我が町の森林を見回しますと、手入れの行き届かない伐期を経過したと思われる森林が随所に生じております。これは、林業従事者の高齢化や、伐採・搬出等の流通体系が価格低迷につながり、森林経営の依存性が低下した中であって、福島第一原発事故によるシイタケ原木の供給停止や、火力発電・バイオマス発電用のチップ材への用途変更など、森林を取り巻く環境の大きな変化によると言わざるを得ません。

一方、「コロナ禍」による世界的な木材需給のバランス崩壊により、昨年3月頃から、「ウッドショック」という言葉が頻繁に聞かれます。日本は世界有数の「木材輸入大国」であり、安価な輸入木材に頼り国産材の需要を減少させていた中、コロナ対策による生活様式の変化により、アメリカや中国をはじめ、世界的な木材需要の高まりに影響され、輸入材の価格が1.5倍、2倍に高騰し、従来の価格では輸入できない状況にあります。

さらに、ロシアのウクライナ侵攻による、禁輸措置は多方面に影響を与え、輸入木材の品不足や価格高騰など木材を取り巻く環境は、「第2次ウッドショック」とも言われ、不透明感・悪化が予想されます。そのような中、国内林業に目を向けると、災害防止や国土保全をはじめ、森林の持つ多面的な機能とともに、国産材への期待が集中しております。内地材を現在の40%台から50%台に引き上げる施策が取られております。私たちの三春町役場庁舎も、地場産材が利用され「よいときに建築できた」と考えております。また、東京オリンピックの会場となった国立競技場にも、地元田村産材が使用されております。現状の想定価格では、住宅の建設ができない可能性が出ており、国産材、地場産材の育成、流通には、建築業界も期待をしております。三春町としても、森林環境譲与税やあらゆる補助制度を活用し、里山の再生・森林整備を推進する必要があると考えます。

基本となる町の考え方・方針について、次の点の質問をいたします。

まず、1点目、「ふくしま森林再生事業」については、平成26年度から、放射性物質による汚染対策として、現在の森林資源の再生を目指し、県の補助事業として実施されておりますが、その進捗状況についてお伺いします。

2点目、「広葉樹林再生事業」についても、今年度から放射性物質によるキノコ原木の生産停止対策として、影響調査と整備事業がスタートしましたが、今後どのように活用展開させていくのか、お伺いします。

3点目、森林所有者が適切な管理が難しい山林については、年々増加が予想される場所ですけれども、森林経営管理制度は、今後どのように展開しメリットを見出していくのか伺います。

4点目、育成中の森林について、県の森林環境基金による一般補助事業など、間伐・除伐等の要望を取りまとめ、広がる木材不足の余波への調達合理化が急務になると思いますが、総合的な森林対策について伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

1点目の「ふくしま森林再生事業」については、放射線量の比較的高い森林を対象といたしまして、樹木伐採や作業道の整備、表土流出防止などを実施するものでございます。

まちづくり協会単位で希望を取りまとめいただき、昨年度までに、沢石地区51.4ha、御木沢地区52.9ha、岩江地区11.5ha、中郷地区37.56haの森林整備を実施いたしました。今年度は中郷地区と中妻地区、来年度は岩江地区を予定しており、令和5年度完了に向けて事業を進めているところであります。

2点目の「広葉樹林再生事業」については、キノコの原木となる広葉樹林を対象に、更新に必要な伐採や作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を継続的に調査することにより、キノコ原木を生産する広葉樹林の再生に取り組む事業であります。

町内の原木林においては、放射性物質の影響により、原木等の生産及び伐採が停滞し、利用適齢期を過ぎた原木林が増加しており、森林の荒廃や野生生物の増加による獣害が懸念されていることから、今後も事業の周知を図り、事業実施箇所を具体的に検討し、これらの原木林の再生に取り組むとともに、健全な森林形成を推進して参ります。

3点目の「森林経営管理制度」については、適切な経営管理を実施していない森林について、経営管理の意向調査や委託などにより森林整備を行う事業であります。

具体的には、森林所有者に「今後どのように経営管理したいか」の意向調査を行い、所有者が「経営管理を委託したい」と回答したときには、必要に応じて経営管理委託の手続を行うものです。林業経営者等への再委託や町での森林管理などを行うこととなります。

その事業のメリットとしては、経営管理されない森林を委託することにより、森林整備事業が促進され、地場産材の生産など林業振興に資するほか、水源涵養や土砂災害防止などの多面的機能の向上、美しい景観の形成など、環境への好影響が期待され、森林所有者をはじめ、広く住民にもメリットがあるものと考えられます。

また、委託が進むことで森林経営管理の集約化が図られ、効率的な森林経営が促進されます。

今後、さらに周知を図るとともに、意向調査を実施する予定です。

4点目の「総合的な森林対策」についてであります。議員お質しのとおり、森林整備につきましては様々な事業があり、福島県が主体となって実施する「森林環境基金による森林整備支援」においても、伐採・再造林や作業道整備などに取り組むことが可能です。

また、皆さんお住いの付近にある身近な森林、いわゆる里山についても手入れができず荒廃しているという問題も生じております。

そのような森林を整備する「里山林整備事業」があり、事業体や任意の団体などが実施する森林整備について、山林の中の見通しを良くする伐採や刈払い、間伐、倒木整理などの事業や道具購入、講習会の受講や委託料などについて一定の範囲内ではありますが、助成を受

けることができます。

今後も森林所有者の皆様に事業内容の周知を図るとともに、ご要望などを伺いながら森林の再生を推進し、木材やほだ木など、森林資源の生産の再生、放射性物質への対策、森林の持つ多面的機能の増進、さらには景観や住環境の向上などにも取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山常光議員。

○13番（影山常光議員） 大変丁寧に答弁を頂いたところですけれども、二、三質問をさせていただきます。

まず、1点目の「ふくしま森林再生事業」について。令和5年度完了ということでございますけれども、これについては、例えば、とりこぼしとか、当時希望を募った段階では、これは、当然のことながら、放射性物質対策の事業でございますので、やはり放射性物質対策に特化したとでもいいですか、その影響が大きかった中での取りまとめだったものですから、森林整備についての理解が行き届いてなかったのではないかなというようにことも危惧するわけでございます。補助事業としては継続できるものかとも思いますが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

続いて、今ほどの1点目と同じなんですけれども、やはりこれ1点目、2点目ともに、放射性物質対策をする事業でありますけれども、やはり森林政策、これは20年あるいは30年の長いスパンの中で、循環型サイクルを考えた中で、継続的に考える必要があると思います。その辺について考えをお伺いします。

続きまして、3点目、森林経営管理制度について。総体的なメリットはまさに理解するところでございますし、誰も考えるところでございますけれども、その中で、森林所有者に対する管理義務等が顕在化しすぎて、やはり流通経費等も当然かかるわけですが、森林所有者に対する、例えば山林所得とか、将来的にはどのように、山林所有者に帰属していくのかという部分が、これを周知していかないと、なかなか皆さんに理解していただきにくいんじゃないかということを考えるわけでございます。

さらに、これ3点目、4点目一緒なんですけれども、林業従事者とか、木材事業者、伐採対応等、委託等、受注可能な業者、地元業者等ともいいですか、どの程度に考えているのか、その辺を考慮した中で、山林の形態とか、育成状況、そういうものを見ながら、段階的に事業を選択していく、あるいは事業計画を構築していく、そういうことが必要ではないかと考えるわけですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 幾つか質問頂きました。あらましについて、まずは回答させていただいて、足りない部分については、担当より、また続けて回答申し上げます。

1点目に、「ふくしま森林再生事業」、さらに追加の実施が必要ではないかということであります。補助事業上、特にそれを禁止するものではないと思っておりますが、その辺については、担当課長のほうから、改めて追加で答弁を申し上げます。

2つ目の放射性物質の対策、「ふくしま森林再生事業」或いは「広葉樹林再生事業」、そういった性格がございます。「長期継続的に続けていく必要があると思う」という議員のご意見には、全く賛成であります。町としても長期的なスパンで、この2つの事業に取り組み、あと、時期に応じて、さらには林業経営なども含めた様々な政策、これから出てくると想定し

てございますので、そういった姿勢で臨んでいきたいということでもあります。

3つ目、管理義務、所有者に対してどう帰属するのか、さらに周知する必要があるんじゃないかということでもあります。確かに新しい事業でありますので、まだ周知が図られてないという部分がございます。実際にこういった事業を通じまして、具体例をお示しながら、皆様のさらなる理解を求めていきたいと考えております。

あと最後の林業従事者、あるいはこういった事業を実施するに当たっては、受給事業者なども含めて、現在の林業従事者の人材不足、そういったものが背景にあると理解してございます。三春においては、田村森林組合の実施による事業が相当量になるわけですが、その組合自体も大変後継者に苦勞しているといった話を聞きますので、そういった実情を踏まえながら、やはり計画的に実施していくというお答えということになります。ご理解の上、周知方、改めてお願いしたいと考えてございます。

担当課長のほうより補足をさせていただきます。

以上であります。

○産業課長　ご質問頂きました、「ふくしま森林再生事業」のとりこぼし等についてということでございますが、こちらにつきましては、福島県のほうの全体計画というのを、見直しを行っておりまして、現状でいきますと、新たな事業選択については、なかなか困難であるという状況でございます。

つきましては、先ほどもご説明ありましたとおり、「広葉樹林再生事業」ですとか、「森林環境保全事業」など、補助事業の活用を検討して、全体的に森林整備を進めて参りたいと考えております。

○議長　質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　以上で13番影山常光議員の質問を終結します。

○議長　4番新田信二議員、質問席に登壇願います。

新田信二議員、質問を許します。

○4番(新田信二議員)　さきに通告してあります、1つに対して質問いたします。

空き家対策と移住定住についてお伺いいたします。

少子高齢化社会が続く中での今後、市町村では、多くの課題難題を抱えることと思います。

その中で、空き家の問題は、今後増加傾向にあることから、地域の防災・衛生・景観等での住民の生活に深刻な影響を及ぼすことと考えます。

ここ数年、自然災害が続いていることで、生活環境の保全を図るべく、併せて空き家問題を活用した移住定住の促進につなげて、地域の活性化を目指すことが、今後、重要な取組みかと思われます。

そこで、次の5点について、町の考えをお伺いいたします。

1つ目、町内の空き家件数は何件ぐらいあるのか。

2つ目、管理されていない空き家は何件ぐらいか。

3点目、既に中古物件情報として、売りに出されている空き家は何件ぐらいか。

4点目、今後、町が目指す空き家対策の取組み方は。

5点目、三春町の移住・定住の取組み方をお伺いします。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、たたいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の空き家の件数についてですが、平成27年度に実施した空き家の現地外観調査の結果では、240件になっております。

2点目の管理されていない空き家の件数についてですが、同じく、平成27年度の調査において、「管理が行き届いておらず、利活用が困難な空き家」とであると判定した件数が53件になっております。

いずれの場合も平成27年度の調査によるものであり、その後、それぞれの件数も増加しているものと推察されるところでございます。

3点目の中古物件として売りに出されている件数についてですが、民間ベースでの件数は把握しておりませんが、空き家の売却や貸出しを希望する方の情報を発信する「空き家バンク事業」では、売却を希望する方の件数が1件となっております。

次に、4点目の空き家対策と5点目の空き家を活用した移住・定住の取組みについて、併せて、答弁させていただきます。町では、第2期三春町空家等対策計画に掲げる基本方針に基づき、様々な取組みを進めております。

具体的には、空き家の予防や適正管理の観点から、固定資産税の納税通知書を発布する際に、所有者に対して適正な管理を促したり、シルバー人材センターが空き家の管理業務を行っているといった内容を周知する取組みを行っております。

また、空き家の利活用や移住・定住の観点からは、空き家を改修したうえで居住する場合の改修費用に対する補助や、先ほども申し上げました空き家バンク事業、さらには、空き家を町が借り上げて、移住者向けに貸出しを行うモデル事業などに取り組んでおります。

また、安全対策の観点からは、適正な管理がなされていない空き家について、地域住民からの情報提供があった場合に、所有者に対して、適正な管理を促すため、文書などで連絡を行っております。

このような空き家に関する問題は、今後、ますます増加していくことが予想されます。

原則としましては、所有者が自らの責任において、自主的に問題の解決を図っていただくことが重要であると考えておりますが、法的な枠組みにおける行政の対応についても、必要に応じて検討していく必要があるものと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 1つ目ですが、平成27年ですから、240件というのまた増えていると思います。三春町の場合、特に、町内の空き家の中に傾斜地に建っている空き家がありまして、昔、建築ができたんですが、現在では、急斜面で建築ができない、厳しい空き家も多くあります。そんな関係で、空き家もまだ増えてくると思います。

2点目の管理されてない、こちらは、地権者のいろんな問題があり、まず一番は相続税の問題の中で、なかなか壊すこともできない状況の家があります。ただ、やはり劣化と景観の問題、あとは庭木と雑草含めて、例えば私がよく相談されるのが、落ち葉が雨どいに入って、雨どいが詰まっていると。そういった問題とか、数聞かれます。

それと3点目の中古物件ですが、結構民間不動産関係を調べてみますと、三春の中古物件の情報は数件あります。町のほうでは売却できないですから、不動産関係にやっぱり依頼するしかないなと思っております。

4点目ですが、先ほども言いましたが、今後空き家対策といいますか、地権者は地権者のいろんな解体ができない事情があります。あと、近隣も、周辺の家は家でいろんな問題抱え

てます。それをどこが解決すればいいんだということで、非常に今後空き家の問題というのは、いろんなトラブル等発生する問題でありまして、できれば、今後空き家の相談窓口といえますか、町のほうで窓口を設けてもらって、空き家にする人、または近所の迷惑かかっている方の町民の意見等を聞き受けて、やはり台風とか地震が多いですから、早めに解決を臨むべきと思いますが、再度お伺いします。

それと、5点目は、再度質問します。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ただいま4点ほど質問頂きましたので、1つずつお答えさせていただきます。

町内に傾斜地に位置する空き家が多いというふうなお話があります。とてもよく伺う話があります。例えば、移住定住とも関係するんですが、特に後ろに崖地が控えていて、敷地に増築したいんだけど、法的にできないと、やむを得ず町外に出ていってしまうという話も伺っております。そういったことを踏まえまして、ここはある意味三春町の地形上の特性でもありますので、そういった分については、既に住んでいる人が町外に出ないような対応ということで、一例を挙げれば、最近の例で言えば、平沢四合田団地がそういったご要望を受け皿となったという、ある意味成功例でありますので、同様な宅地造成などをぜひとも実施していきたいと考えてございます。

2つ目の管理されていない空き家が多いと、例えば権利関係が、相続問題をはじめとしていろいろあるんですが、景観面でも環境面でも良くないということに対しては、様々な手法で、所有者の自主的な行動を促しているところではありますが、まだ十分ではないということは承知してございます。ここについては、かなり時間のかかる話でありますので、町としては、関係者と根気強く、粘り強く交渉しながらということになるかと思います。あと、加えれば、不動産流通に対しては、町が空き家バンクだけでやっているということではなくて、議員の質問の中にありましたとおり、民間ベースでの流通量が圧倒的に多いと。そこと町との連絡調整なども今後必要であるのではないかとということが1点。もう一点は、三春町の特徴として、やはり知っている者同士、直接家を貸したり、借りたりという関係もございますので、そういったものをきちんと丁寧に拾い出して、全体の不動産といいますか、空き家の流通・利用がどうなっているかという調査も、ぜひともやってみたいと思っております。

3点目に中古物件、民間ベースだと数件あるということですので、今の回答をもって代えさせていただきたいと思います。

最後の4点目なんですが、今後、地権者、所有者、あるいは近隣の皆様、様々な問題が起こるのではないかとすることは、そのとおりでございます。国の方でもこういった特別の対策の法律も出ております。簡単に言いますと、もし使える家屋であれば、非常に状態が使える家屋が多いのであれば、中にある生活、今までの生活者の残していったものをきちんと片づけて、そしてリフォームして、そこに新たな居住者が行くというのが理想的な姿でありますので、町なかについてはそういったものにも、ぜひとも積極的に取り組んでいきたい。

一方では、危険家屋というのも、これから出てくることが十分想定されます。これはできるだけ所有者に働きかけはいたしますが、非常に危険な状態になったという場合には、法に基づく手続も想定しなければならない時代が来ると、我々もある意味覚悟をしておりますので、できるだけそういうことにならないように、円満に解決していきたい、これが基本的な考え方であります。

さらにご質問があれば、またお答えしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 5点目なのですが、今、空き家は壊すばかりじゃなくて、やっぱり利用するべきものと考えていきたいと思っています。

自治体の抱える問題の内容で、都道府県では、人口減少は約2割強、少子高齢化は約7割強、市町村別では人口減少約4割強、少子高齢化は約4割強というような数字が出ております。問題は、今後地域が抱える問題で、地域の高齢化が進むことで地域の人手不足、環境保全、高齢者に対して、ごみ出しとかいろいろ不足します。

そこで、さっき町長言われましたが、今、空き家バンク、町のほうで事業、さらには空き家を町が借り上げ、移住者向けに貸出しをする事業を行っている。大変良い事業と思っています。今後も続けていただきたいと思います。

今後についてですが、今、いろんな市町村から聞きますと、地域おこし協力隊の受入れをやっていると。各市町村人数は違うんですが、5割から6割ぐらい定着率があるということでもあります。そういったことで、住んだ場合には、働く場所、一番の問題は、やはり若い世代ですから、子育てができる町、そういった町を優先的に選んでいるとのことでもあります。できれば、今後で地域おこし協力隊の検討、できれば農業、観光、または商工会とタイアップした形で、また新たな移住定住に取り組むべきと思いますが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問にお答えします。

地域おこし協力隊など活用して、移住定住施策を進めてはどうかという話、ご質問かと思えます。町では、今年の当初に地域おこし協力隊、移住・定住向けの業務をやっていただく地域おこし協力隊の募集、あとは農業関係に携わっていただく地域おこし協力隊の募集というものを実際行ってございます。残念ながら、まだ応募者がいないという状況になっております。今後とも、議員お質しのとおり、様々な面で地域おこし協力隊が地域の活性化に役立つというのは、他の事例を見ても間違いのないところで、引き続き募集を頂けるような環境整備というものを、関係団体、関係者と協議をして、調整して進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 坂本町長。

○町長 議員さん、最後に農業や観光などを通して、若い人を誘導してはどうかといった趣旨の質問も頂いてますので、それについてお答えをいたします。

まず、一言でいうと、これから確かに少子高齢化、先ほどの森林問題も含めて、あらゆる面で行き届かない時代になって参ります。どういうことをやっていくかという、一言でいうと、戦略的に縮んでいこうということだと思います。つまり、困った困ったで全く進まないということではなくて、ある程度ゆっくりと縮小が始まっておりますので、行政もそれに合わせて様々な戦略的な縮小に対する対策を立てていく時代だということです。

一つは、高齢者については日常生活支援事業、体が全く動かないというわけではないけど、なかなか容易ではないという方には常にその事業など、或いはおでかけ応援隊、或いは、ごみの地区の方によるごみ収集などの取組みが既に始まっております。身の回りをそうやってお互い助け合って乗り越えていこう。あとは、先ほどから申しております、空き家をリフォ

ームして新しい家を提供して、若い人に入ってもらおう。そういったものが総合的に、有機的につながって一連の連帯化の中で進んでいけば、冒頭申し上げました戦略的に縮んでいく、そして、自分の生活の質が落ちないで済むんじゃないかというふうな概念で進んでいきたいと思っております。抽象的な表現で申し訳ないんですが、そのような対応を続けて参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 今、町長から答弁いただきましたので、今年、滝ザクラ天然記念物100周年を迎えています。あとモンベル事業、この辺をぜひ利活用しまして、多分若い方はかなり来ますから、今、モンベルも100万人以上の会員さんがいます。多分三春町に住みたくなるような状況をこしらえれば、定住・移住も可能かと思えます。そのへん再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、滝ザクラ100周年記念事業ということで、観光客数は8万7,000人余りであったという結果でありました。内容については、今までと変わって、かなり創意工夫を凝らしたつもりであります。そして、この予算を認定頂くにあたり、確か3つのお話をしたかと思えます。

滝ザクラ100周年記念事業の3つの目標ということで、1つ目は、まず滝ザクラ本体を今後も長期的に継続できるような、維持管理できるような体制をつくっていききたい。観桜料だけですけれども、そのほかに今年からクラウドファンディング、インターネットを通した寄附を募集することも始めております。そういったことが1つ目。

2つ目が、まちなか観光を充実させたいということをお願いしております。今年も滝ザクラの開花期間中は、大勢の方がまちなかを回られておられました。ただ、残念ながら、まちなか町内にはお金が落ちなかった。昔から言われてるまちなか観光、まだまだ不足の部分があると思います。飲食の提供、休憩場所の提供、或いは遊歩道がまだまだ未整備、きちんとした管理がなされていないというところが、反省点であるなと思っております。

そういったものを含めて、3点目の目標としては、地域のブランド化を進めましょうということをお願いしました。これは農産物を、これだけ滝ザクラという名前が有名な三春町でありながら、農産物はほとんどノーブランドで出荷されていると。そこを何とかしたいということの話であります。そういったものにつなげていきたいというのが、1つ目の滝ザクラ観光の、100周年観光の成果、成果というか目標ということになります。

最後になりますけど、モンベルとの協定であります。最近では会津地方でも、共同声明を発表するなど、福島県は特にモンベルとの連携が盛んな県になりました。ただ、モンベル製品を直接提供する、いわゆるモンベルストアなどが、まだ整備されておられません。三春町としては、先ほどの連携協定の際にも、町の意味としては、ぜひともそういったモンベルストアを町内に誘致して、これは新しい形の企業誘致だと思っておりますので、町を挙げてモンベルに働きかけて実現して参りたい、ひいては三春町への流入人口、あるいは若い方の定着につなげていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で4番新田信二議員の質問を終結します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

篠崎聡議員、第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） 議長からお許しを頂きましたので、さきの通告に基づきまして、質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の行動制限が解除されて久しいですが、観光客誘致についての質問をいたしたいと思います。三春では、お正月にだるま市がたつくらい開いております。しかし、全国的にはほとんど知られていないという状況になっております。例えば、今年は鏡石町で全国田んぼアートサミットが7月28日に行われまして、三春町もそちらのサブ会場ということになっております。そういった例を踏まえますと、三春の冠を称しております三春のだるま市、こちら全国のだるまの産地を集めて、だるまサミットというのを三春で開いてみてはいかがかなと思います。いかがでしょうか。

それでは1点目ですけれども、まず手始めに、三春だるまとともに福島県では最も有名な白河だるま、こちらのほうのキャラクターのダルライザーとこまりんの共演で、県内でまず三春のだるまのアピールをしてみたいかなと思います。

2点目、全国シェアが8割を占めます高崎のだるまと連携して、知名度のアップを図るといいたいかなと思います。

3点目、高崎のだるまとともに有名な高崎弁当というだるまを形どった弁当があります。ということで、三春でも弁当やもなか、まんじゅう、ドラ焼き、ケーキなど、そういった形どったもので食べ物のアピール、もしくはストラップ、キーホルダーなどを使ったアピール、キャラクターグッズなどで観光アピールしたいかなと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 第1の質問にお答えいたします。

「三春だるま市」につきましては、新春恒例の伝統行事としまして、三春町における重要な観光資源であり、今後も様々な振興策を検討する必要がありますが、まずは、地域資源を有効に活用することができます「こおりやま広域圏」との連携を中心として進めることにより、観光客をはじめとする交流人口を増加させて参りたいと考えております。

全国だるまサミットの開催につきましては、現時点においては計画はございませんが、1点目から3点目のご質問にありました「白河だるま」や「高崎だるま」の連携と併せまして、情報収集して、可能性や効果などについては調査して参りたいと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 当面の間、サミットをやるという考えはなさそうです。ですが、だるま市開催時に、期間限定の食品やグッズ、そちらの方は事前に開発しといてもよいかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 質問にお答えします。

事前に食品或いはグッズということのお話しでしたけれども、先ほど申しましたように、

今現在、特にそういったものはございませんので、今後情報収集して、可能性や効果などについて検討して参りたいと、重ねての同じ回答になりますけれども、ご理解いただきたいと考えてます。

○議長 坂本町長。

○町長 若干補足させていただきます。

質問にありました、例えば1つでも、2つでも、具体的な検討を始めてはどうかということとであります。形はいろんな形あると思うんですが、例えば、新メニューの開発とか、そういったことは、取組みは可能であるかと思えます。ただ、全体的にイベントを全国に向けて売っていかうという場合には、ひらめきと、あとは周到な準備というのが必要になってくると考えております。非常にいいアイデアを頂いておりますが、例えばだるまですと、三春でいえば、今は郡山の行政区になっている高柴地区との共同作業というのは、これは外来の方からも分かりやすい組合せだと思っております。そういった、例えば郡山市さんと、今広域連携の中で、観光面でも協力していきましようという話になっておりますので、そういったところと十分に話をして、ある意味舞台をきちんと作った上で、どのようなところでこういった効果を出すためにやりましようという、いわゆる周到な準備をした上で臨んでいくのが基本かなと考えてございます。議員からご提案の形については、その結果、具体的にこういった形を実施しますというふうな一種の一連のストーリーがあるかと思えますので、そういった点に向けてさらなる検討をさせていただきたい、そういった趣旨でございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に移りたいと思います。

今年は、三春滝ザクラ国指定の天然記念物100周年ということで、町でもたくさんの行事を行っております。そこで、日本のさくらの大名所と言われる、三大桜・または五大桜、ちなみに五大桜といいますが、三春の滝ザクラを筆頭に、石戸の蒲桜、高山の神代桜、狩宿の下馬桜、根尾谷の薄墨桜をいいますが、このような自治体のグループをつくり、お互いの名所で今後の観光の在り方や、桜の保存に関する意見交換の場を設けてはいかがでしょうか。今までも、全国桜の名所が集まったサミットを開催しているということがありましたけれども、そちらですと、規模が大きすぎるということに思います。少数精鋭ということで地元の観光を盛り上げていくのがよいかと思えますので、質問いたします。

1つ目、新たにさくらのグループ3とかグループ5をつくり、観光を盛り立てようということはいかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 第2の質問についてお答えいたします。

これまで、五大桜所在地等との意見交換などを行う場はございませんでしたが、今年の滝ザクラ天然記念物指定100周年に際し、日本三大桜と言われます「山高神代桜の山梨県北杜市」「根尾谷淡墨桜の岐阜県本巣市」と記念事業の情報交換や事業検討を行っているところでございます。

これを契機といたしまして、この両市との交流を継続して、保存に関する情報交換や観光事業の展開などについて検討するなど、今後も交流を活性化させて参りたいと考えていると

ころでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。すみません。マイクを使って言ってください。

○10番（篠崎聡議員） すみません。初めてなんで申し訳ございませんでした。

質問の中で、桜の5大名所の一つ「山高」の神代桜、こちらを「高山」の神代桜と間違っ
て呼称してしまいましたので、訂正させていただきます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で10番篠崎聡議員の質問を終結します。

ここで10分間、換気のため休憩を取ります。11時10分再開。

……………・・ 休 憩 ・・……………
（休憩 午前11時00分）
＜休 憩＞
（再開 午前11時10分）
……………・・ 再 開 ・・……………

○議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き再開します。

9番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

松村妙子議員、第1の質問を許します。

○9番（松村妙子議員） 議長の許可を得ましたので、2件について質問をさせていただきます。

1件目、物価高騰から町民生活を守る経済対策について。

新型コロナウイルス感染拡大予防対策が強化する中、地域経済が低迷しているところに、
ウクライナ情勢をめぐるロシアへの経済制裁などの影響が加わり、原油高騰、食料品の値上
げなどにも影響が広がり、経済状況はさらに厳しさを増すことが予想されます。それにより、
今後の展開次第では、戦後最大の経済危機に陥るとまで言われております。一方、国は地方
創生臨時交付金の拡充をさせ、原油価格、物価高騰等総合緊急対策を決定し、自治体の判断
で地域の実情に応じてきめ細やかな支援を可能とし、具体的な事例なども示されました。生
活困窮者への支援が隅々まで行き渡るよう、地方創生臨時交付金の活用を幅広く展開してい
くことが重要です。その上で町民生活を守るとの観点から、5点について質問をさせていた
だきます。

1点目、学校給食費等の負担軽減（保育所・幼稚園など給食費、介護施設などの食事提供
も含みます）。

2点目、生活困窮者に対する臨時特別給付金の対象拡大、給付額の上乗せ。

3点目、子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大、給付額の上乗せ。

4点目、水道料金をはじめ、公共料金の負担軽減。

5点目、中小・小規模事業者に対する業種ごとのニーズに応じた支援。

以上について伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

国では、原油価格や物価の高騰を受け、コロナ禍からの経済社会活動の回復を目的とした総合緊急対策を4月に決定したところでございます。

この総合緊急対策において、地域の実情に応じたきめ細かな対策の実施を目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、町に対して、約8,800万円の交付限度額が示されたところでございます。

この8,800万円の使途、使い道については、約2,200万円がコロナ対策分、残りの約6,600万円がコロナ禍における原油価格・物価高騰対策分として活用できることとなっております。

原油価格・物価高騰対策分の具体的な使途、使い道については、お質しにもありましたが、地方公共団体が行う「生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など子育て世帯への支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援」といった取組みに幅広く活用することが可能になっております。

現在、こうした内容を踏まえながら、町としての検討を進めておりますので、まずお質しのあった5点について、検討状況に基づき、答弁させていただきます。

まず、2点目の生活困窮者支援と3点目の子育て世帯支援についてからお話申し上げます。住民税非課税世帯などへの支援や子育て世帯のうち所得が低い世帯、ひとり親世帯などへの支援を検討してございます。

5点目の中小・小規模事業者支援についてですが、原油価格高騰の影響を受けている事業者支援や仕入価格高騰の影響を受けている事業者支援、農業資材などの価格高騰の影響を受けている農業者支援などを検討しているところでございます。

1点目の学校給食と4点目の水道料金などにおける負担軽減については、受益者となる方の負担を、これ以上増加させないことで対応を図って参りたいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番（松村妙子議員） 2点目と3点目についてなんですけれども、子育て世帯のうち所得が低い世帯とありますが、課税世帯ではあるが、世帯所得が低い世帯が対象ということでよろしいのでしょうか。

あともう一点は、対象拡大していただきたいということで質問しましたが、今回の総合緊急対策に盛り込まれた2022年度の新たな住民税非課税世帯と、また所得が低い子育て世帯については対象となっているのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

町長のほうから答弁をさせていただきました、検討状況において、対象者はどういう考え方なのかというお質しかと思います。

国の方で対策として行います、住民税非課税世帯等々への支援、あとは低所得者の子育て世帯向けの支援、そういった対象者の状況を踏まえまして、町として対象者をどのような形で整理するんだということも含めて検討を進めております。単純に国の対象者に対して上乘せをする形がいいのか、それも踏まえた上で、もう少し対象者を広げる、または狭めてもっと困っている方に限定する形がいいのか、そういったところも含めて検討をさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上になります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 続いて1点目と4点目についてはあったんですが、学校給食等、また介護施設等の食事提供において、予算内での決められた中での賄いになるのかなとは思いますが、例えば、予算額がだんだん少なくなってきた、食事の量が減ってきたりとか、1品少なくなってしまうとか、そういうことがあってはならないと思うんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問は予算が減って、給食の内容ですとか、量が減るというおそれはないかというご指摘だと思います。

学校の給食費につきましては、小学校が1食当たり290円、中学校が同じく330円ということで、保護者の方への負担を、お願いをして給食提供を行っているところです。ですので、予算上は施設の維持費ですとか、給食調理に関わる委託料、そういったものに対して町の予算が適応されているということになっております。現在、物価高騰しておりまして、給食食材につきましても、野菜類、肉類、魚類の高騰が見られます。加工品につきましては、現時点では、大きな変動はないというふうに見ております。

このような中で、物価高騰下で、給食の提供の対策として、高騰する食材の使用量を控えまして、代替の食材を使用する、或いはデザート等につきましても、単価の安い手作りデザートで対応する等の保護者負担が増加しない対応を取っているところです。なお、食材の代替等実施はしておりますけれども、児童生徒の給食におきましては、成長過程に必要な栄養成分の基準値は満たしているということになっております。献立を工夫して今までと変わらないおいしい給食を提供したいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 2件目の質問に入らせていただきます。

带状疱疹を未然に防ぐには。

带状疱疹の原因は水ぼうそうのウイルスということです。症状としては身体の左右いずれかにおいて、針で刺したような痛み、赤いぶつぶつ、水膨れが帯のように出てくる症状を指します。これが带状疱疹です。実はいきなりこのような症状になるのではなく、もともとは水ぼうそうを発症して、そのウイルスが体内に住み続けていることが原因ということになります。そのために、年齢を重ねたり、過労やストレスで免疫が落ちてしまうと、ウイルスが再び顔を見せ始めるということです。

これまでに水ぼうそうに感染したことがある人は、何らかの拍子で再び症状を起こす可能性があるということです。発症しやすい年齢は中高年に多く、50代から70代まで、ただ、ストレスで、最近では若い人に発症するケースも多くなっているということでもあります。日本では成人の約9割がこのウイルスを保有して、80歳までに約3人に1人の人が带状疱疹にかかる。また、加齢によって発症が増え、中には痛みが1年以上続いて、生活に支障が

あるという方もいるということです。治療の遅れは重症化につながるということで、早めの受診を呼びかけております。

発症そのものを予防するワクチンが接種できるようになり、痛みの長期化を抑える効果も期待されております。そのワクチンというのが、いわゆる水ぼうそうのワクチンです。皆さんも、子どもの頃に受けられた思いがあると思いますが、50歳以上で水ぼうそうにかかったことがある人が対象で、これは今のところ自己負担の任意接種となっております。

そこで3点について質問させていただきます。

1点目、带状疱疹のワクチンの効果についてはどのように考えているのか。

2点目、带状疱疹の周知と、接種の推進をしているのか。

3点目、带状疱疹ワクチン接種の助成についての考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第2の質問にお答えいたします。

議員の説明にもありました、繰り返しとなりますが、はじめに、带状疱疹について、こちらは水痘（いわゆる水ぼうそう）のウイルスが原因で起こる皮膚の病気でございます。子どもの頃にかかった際のウイルスが神経の中に潜伏して、加齢や疲労、ストレスなどにより免疫力が低下した際に発症します。後遺症として神経痛が長く残る場合があると知られております。

ワクチンは現在2種類が任意接種として使用されております。1つは平成28年にそれまででありました国産の水痘ワクチン、子どもさんに使っております水痘ワクチンが、50歳以上の方の予防目的で使用することが承認されました。続いて平成30年に海外製の不活化ワクチンが薬事承認されまして、令和2年の1月から販売開始とされております。接種費用につきましては、水痘ワクチンがおよそ9,000円程度で1回、不活化ワクチンのほうは、1回当たり2万円を超える金額で2回接種する必要がある、大変高価なワクチンとなっております。

1点目のご質問のワクチンの効果についてであります。60歳以上で3年後の発症が53.1%減少している、或いは神経痛の発症が66%減少しているという一定の効果が、研究で報告されております。しかし、別の報告においては、接種8年目で発症予防効果は4.2%に減少してしまっているというような情報もございます。効果や持続期間などにつきましては、まだ研究段階にあり、適正な接種年齢や有効性などについては、今後さらに研究が進み、明らかになっていくとみられております。

2点目のご質問の周知と推進についてであります。80歳までに3人に1人が带状疱疹になると言われており、症状の程度は人によって様々でございます。長引く後遺症などで健康度が大きく低下する場合がありますので、好発年齢にあたる中高年の方々に向けては、症状や治療、ワクチンを含む予防法など、必要な情報提供が必要と考えております。今後、地域サロンなど高齢者の集まる機会などを捉えて、積極的に情報提供をして参りたいと考えております。

3点目の接種費用の助成についてお答えいたします。厚生労働省で継続審議されている中では、一定の効果があると言われておりますが、個人の予防が目的であるということでございます。効果の持続性と有効的な接種の時期や費用対効果など、まだ現在では課題があるという状況でございます。これらのことから公費による助成については慎重にならざるを得ないと考えております。

今後も引き続き国の審議の動向や他の自治体の取組みなどの情報収集に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番（松村妙子議員） 私、実はかかったことはないのですが、どういう痛みがあるのかっていうのは、本当に分かりません。そこで、带状疱疹にかかった方の家族の方に話をさせていただくことがありまして、かかった方の痛み、それから後遺症の悩みについても計り知れない思いがあるということでした。

先ほどの答弁の中にもありましたが、このワクチン1つの接種については、平成28年に既存の国産水痘ワクチンが50歳以上の予防目的での使用が承認されているということでありました。接種費用はおよそ9,000円程度で、1回であると。三春町の50歳以上で対象となる方がどれぐらいいるかというのは、ちょっと把握はしていないので、本当に申し訳ないんですけども、任意接種なので、希望者を対象に、このワクチンを使えば、ある程度の予防、防げるという意味も含めて、接種費用の半分以上を町で補助してはどうか、再度お聞きいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 質問にお答えいたします。

2種類あるうちの安価なほうの水痘ワクチンについて、助成をしてはどうかというご質問でございますが、ワクチンの任意接種の助成につきましては、先ほども申し上げましたように、その対象となる方の効果と、どの年代の方がどのぐらいの形で実施したらいいのかというようなことも踏まえまして、それと併せて費用対効果、それともう一つ大事なものは、ワクチンの供給ということでございます。今ほどの水痘ワクチンについては、全国で子どもさんの接種に使われているワクチンで、一斉に高齢者の方が使用するということについては、品薄になってしまうという懸念もございます。様々な条件を検討していく必要があると考えております。そういうことも踏まえまして、今後もその効果や費用対効果、ワクチンの流通、供給等について、よく情報収集をして、さらに検討を進めて参りたいと思います。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で9番松村妙子議員の質問を終結します。

○議長 12番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

橋本善一郎議員、第1の質問を許します。

○12番（橋本善一郎議員） ただいま議長より許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問を2点ほどしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず初めに、農業経営の支援策についてを質問させていただきます。

コロナ禍の中、観光業、飲食業がコロナ以前までの業績回復に至らない中、生産される農産物の販売価格が低迷しています。また、ロシアによるウクライナ侵攻により、畜産用の飼料をはじめ燃料費の高騰と経営環境は厳しさが増えています。1日22万人、年間で8,000万人の世界的な人口の爆発的な増加により、2030年には90億人になると見込まれて

います。食料の需要はさらに逼迫し、それに伴い、化学肥料の価格も4～5年前から上昇して参りました。

しかし、ロシアのウクライナ侵攻により、化学肥料の原料はさらに高騰し、輸入に依存する日本の全国農業協同組合において、この秋には肥料の値上げが続く中、さらに1.5倍もの大幅な値上げが予定されています。問題なのは、各種資材の高騰が通常の農業経営の中で、吸収できる経費の範囲ではなくなってきているという点です。このままでは、次期作の作付を諦めることにもつながりかねない状態にあります。また、後継者不足に拍車がかかるおそれがあると思います。

中国の台頭により、以前のような経済力で穀物を輸入できなくなっている点で、これは中国の輸入単価が高ければ、必然的に中国に穀物が流れる。世界的人口爆発は今後穀物の需要をさらに高め、輸入環境は厳しさを増す方向性にあります。

水稻においても過剰在庫であるとして、米価の引き下げ、また米以外の畑作物転換が国の政策である中、今後町としてどのような施策をとるのか、次の点についてお伺いいたします。

1つ、農産物価格が低迷する中で化学肥料、家畜の飼料などの生産資材の高騰が続き経営が圧迫される中、経費の補てん策はあるのかお伺いいたします。

1つ、ウクライナ侵攻を機に小麦、大豆などの需要が逼迫し、食パン、食油などの生活必需品の物価が上がるなど、国においても食糧安全保障の観点から、自給率の向上を図ろうとする中、町においては今後水田転作、畑作の大豆、小麦、野菜等の新規作付、規模の拡大をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

まず、1点目の生産資材の高騰に伴う経費の補てん策についてであります。先ほどの9番議員のご質問にもお答えしたところではありますが、国では、原油価格や物価の高騰を受けて、コロナ禍からの経済社会活動の回復を目的とした、総合緊急対策を4月に決定したところであります。この対策における交付金については、地域の実情に応じたきめ細やかな対策の実施を目的として、通常のコロナ対策分に加え、原油価格・物価高騰対策分として活用できることとなっており、農林水産業者への支援や中小企業者などへの支援、生活に困窮する方々への生活支援、子育て世帯への支援など、幅広く活用することが可能になっております。

現在、こうした内容を踏まえながら、農業分野につきましては、農業資材などの価格高騰の影響を受けている農業者への支援を検討しているところであります。

2点目の水田における振興対策については、日本国内の主食用米需要が大幅に減少していく中で、主食用米から需要のある他の作物への転換を図ることは大きな課題となっております。町では、JAなど各種農業団体で構成される三春町地域農業再生協議会で策定いたしました、水田収益力強化ビジョンに基づきまして、主食用米からの作付転換を推進しており、特に飼料用米への転換が進んでおります。

今後は、これに加え、水稻と比較して、省力的な管理を行える大豆やとうもろこし、高収益を望めるピーマンをはじめとした園芸作物など、需要のある作物への転換を推進するとともに、認定農業者や新規就農者など、意欲ある農業者へのさらなる農地集積を推進し、水田のフル活用を図って参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番（橋本善一郎議員） 水田または畑付に対して、大豆、小麦等々の国内の自給率が37%程度の作物があるわけなんですけれども、これを作付するのには、大型の機械で効率よく作付しないとなかなか進展しないのかなと思っているわけなんですけれども、そういった大型機械を導入する場合には、農協をはじめ、それから地域においても、個人で生産組合みたいなのを作って対応していかなくちゃいけないのかなと考えているわけなんですけれども、そういった振興策をとっていただけるのかどうか、町当局の考えをお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えいたします。

効率よく作付するためには、大型機械などの導入というものは不可欠だというようなご質問に対してですけれども、現在、機械ですとか設備、そういったものを補助する仕組みを検討しておりまして、近々お示しできるものと作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

橋本善一郎議員。

○12番（橋本善一郎議員） デジタル地域通貨導入についてであります。

今年度、三春町商工会が中心となりデジタル地域通貨の導入が進められていますが、地域経済の活性化、コミュニティの進展に大いに期待しているところであります。

デジタル地域通貨の促進を図る観点から幾つかの質問をさせていただきます。

1つ、デジタル通貨を普及させるためには、多くの加盟店の参加が必要だと思いますが、どのように募集していくのかお伺いいたします。

2つ目、利用者にとってのメリット（地域経済の活性化、コミュニティの形成）につながることを理解していただくことが必要だと思いますが、三春町において、事業推進に協力できることはあると思いますが、どのような考えがあるかお伺いいたします。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えします。

デジタル地域通貨についてのお質しですが、まず、みはるスタンプ会や商工会と協議を進めている内容についてご説明申し上げます。

今後、日本は現金を持ち歩かないキャッシュレス化については、新型コロナの影響もあり、加速度的に進んでいくことが予想されております。キャッシュレス化を進めながら、地域内の所得を地域内で循環させ、地域経済を活性化させるデジタル地域通貨の導入が日本全国各地で進められております。

デジタル地域通貨は、スマートフォンのアプリやICカードにより、地域の特定のお店で商品購入ができる、ポイントが付与されるといった仕組みを地域限定で構築するものであり、こうした仕組みの導入に向けて、みはるスタンプ会や商工会と協議を進めているところであります。

具体的には、三春町内では、みはるスタンプ会が取り扱う「みはるカード」が利用されて

おりますが、「みはるカード」は、特定の店舗での商品購入の際にポイントが付与され、一定のポイントがたまれば、そのポイントで、再度、商品購入ができるものとなっております。

このような今までのポイント機能に加えまして、さらに幅広い利用をしていただけるよう、現金をチャージすることが可能となる機器などの導入に向けまして、協議を進めているところであります。

こうした協議の状況を踏まえまして、1点目の参加店舗の募集についてであります。みはるスタンプ会の現在の加盟状況にかかわらず、本事業に参加を希望する店舗を幅広く募集することで協議を進めております。その際には、商工会とも連携しつつ、町も広報誌やホームページで積極的な周知を図っていきたいと考えております。

2点目の本事業に対する行政の関わりについてであります。デジタル地域通貨に係るシステムの導入経費や導入促進に係る経費などの財政支援を行う予定としております。

また、将来的には、ボランティア活動をした場合に行政ポイントを付与することですとか、公共料金などの支払いなどもできるようにして、利用者の利便性の向上に向け、みはるスタンプ会や商工会と連携して、事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善一郎議員。

○12番（橋本善一郎議員） 今、グリーンスタンプ会の、カードを利用するというお話でしたが、ここ2～3年、QRコードを活用した、端末を持たない、スマホだけで決済するという仕組みが大分普及しているとのことなんですけども、私の調べた範囲なんですけども、カードとQRコードを使ったスマホ決済が連動というか、同時に使えるというような情報も得ていますので、その辺を検討していただければ、なおありがたいのかなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

デジタル地域通貨全国各地で進められると申し上げました。つまり、まずはいろんな企画などもございまして、それが将来的にどのように推移するかということもきちんと見極めた上で、こういったシステムを導入したいということが第一点、そして高齢者の方で、例えばスマホを持たない方が買物できないということでも困りますので、それはスマートフォンではなく、カードに、例えばQRコードを貼付、あるいは印刷をして、それで使えるといった機能も当然備えなければならないと思っております。以上のような形で進めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で12番橋本善一郎議員の質問を終結します。

ここで休憩に入ります。再開は、午後1時再開といたします。

…………… 休 憩 ……………

（休憩 午前11時52分）

<休 憩>

（再開 午後1時00分）

…………… 再 開 ……………

○議長 休憩を閉じ、休憩以前に引き続き再開します。

1 1 番佐久間正俊議員、質問席に登壇願います。

佐久間正俊議員。

第1の質問を許します。

○1 1 番（佐久間正俊議員） 議長の許しを得ましたので、2点について質問します。

1点目、人口減少につき宅地分譲について。

三春町は、郡山市のベッドタウンと言われ、若い人が坪単価の安い交通、買い物に便利な土地を探しているようです。

そこで次の2点について伺います。

1) 町の所有地で宅地にできる土地は何か所か伺います。

2) 町の所有地があるとすれば、人口減少にも少しは歯止めがかけられるため、早急に分譲を実施すべきと思いますが、町の考えを伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

1点目の町有地の中で宅地にできる箇所数についてでございますが、現在の利用状況や大規模な造成工事などを要しないとといった点を踏まえれば、3か所になるものと考えております。

2点目の早急な宅地分譲についてですが、平沢四合田住宅団地が完売した要因を「立地場所や周辺環境、購入しやすい価格設定」であったと考えており、こうした条件を整えられることが、新たな宅地分譲にも必要と考えております。

購入しやすい価格設定の条件を整えるうえでは、町有地であることが前提になりますので、先ほどの町有地において、今までの跡地利用に係る検討の経緯も含め、立地場所や周辺環境などを考慮しながら、新たな宅地分譲に向けた検討を進めております。

ある程度の考えが整理できた時点で、議会の皆様と協議をさせていただければと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊議員。

○1 1 番（佐久間正俊議員） 町の土地が3か所ということでございますけれども、これは例えばもし教えてもらえるのであれば、どこと、どこと、どこか、それをちょっと教えてもらえればと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 1か所目が旧町内、それから2か所目が熊耳地区内、3か所目が中妻地区内です。大ざっぱなくくりで申し上げさせていただきましたけれども、と申しますのは、まだ役場庁舎内での検討にしか至っておらず、地元の皆様、それから関係機関の皆様の方と話を進めているわけではございませんので、ここという場所ではなく、ちょっと大きなくくりで答弁させていただきました。ご了承願いたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊議員。

○1 1 番（佐久間正俊議員） ただいまの答弁で、私の考えてたところが出ましたので、私

の考えてたのは、恐らく皆さんご存じのとおり、旧交通公園、私は考えておりました。ということは、これは前の全協のときに話をしましたけども、交通公園は数年前になると思うんですけど、要田まちづくり協会の総会のときに、交通公園を宅地分譲にさせていただきたいというような、総会のときに話ありました。交通公園は、立地条件は、いろんな人に聞くと、あそこならいいという、やっぱ話はあるんです。

ただ、若い人で子どもがいる人が買った場合には、学校の件が、要田小学校がなくなるといことで、その辺がちょっと考えているんですけども、ただそのときは、結局要田小学校の現在の子どもが三春の小学校に来るとなると、マイクロバスかなんか出すんでしょうから、それに、交通公園に子どもがいる人が造った場合、それに乗って通うことができるんじゃないかと、そういうふう考えたもんですから、ぜひとも交通公園分譲ということお願いできればと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 旧熊耳交通公園跡地につきましては、宅地分譲というよりは、田村西部工業団地がほぼ完売の状況となっていることから、企業誘致のための用地として利用していく方がよいのではないかとといった考え方もございます。

また、立地条件や周辺環境の点についても、子育て世代、若い世代の方のニーズからすると、平沢四合田住宅団地と比べれば、若干劣るのではないかとこの考え方もありまして、さらに内部で検討を進めた上で、宅地分譲についての判断をしていきたいと考えているところでございます。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

佐久間正俊議員。

○11番(佐久間正俊議員) それでは、第2の質問に移ります。

北部活性化について。

町内を見渡すと、南の方に観光客が来る場所が多くあります。滝桜、三春ダム、三春の里、また、町がモンベルと協定を結びいろいろな企画があると聞いております。子どもから年配の人まで楽しめる場所ができ、さらに観光客が多く来ると思います。

次の件について伺います。

1) 町として北部活性化についてどのような考えをしているのか、お伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

北部地域の活性化についてですが、地域の活性化については、多くの方が地域を訪れることで経済的に地域が活性化するという場合や、地域の方々の意欲が向上し、行動的になり、地域の活動に積極的に関わることで地域が活性化するという場合など、様々な活性化の形があるものと考えております。

また、地域を活性化していく、地域を維持・発展していくための取り組みについては、地域の実情を踏まえた中で、地域の人的な部分も含めた資源をどのような形で活かし、どのような将来像を描くのが重要であるものと考えております。

このような観点も踏まえた中で、町では地域コミュニティと行政による新たな協働のまち

づくりや、地域の課題解決などにつなげる「町民が町政運営に適切に参画できる仕組みづくり」を進めてきているところであります。

いずれにしても、地域の活性化に向けた取り組みは、その地域の方々の思いや考えが非常に重要になることから、様々な場面において、地域の方々との話し合いや意見交換などを行っていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊議員。

○11番（佐久間正俊議員） 町長の答弁は、前向きな答弁じゃないかな、そのように受け取ります。地域全体の活性化が大事だと思いますので、町と地域の間で、早急に話し合いを進めていただいて、活性化になるようお願いしたいと思います。

○議長 質問ではないんですか。質問として…

坂本町長。

○町長 コロナの影響などで、約2年ほど会合などが少なくなっておりまして、まちづくり協会の皆さん、あるいは北部三地区連絡協議会といった組織が、北部にはございます。そういった方々との話し合いの機会が少なかったという実情がありますので、今の質問頂いたとおり、今後はそういった従来から課題となっていたこと、或いは本日質問頂きました活性化についても、ぜひとも皆さんと話し合いを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で11番佐久間正俊議員の質問を終結します。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦労様でした。

（午後1時14分）

令和4年6月8日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	3 番 井 上 聡
4 番 新 田 信 二	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子
10 番 篠 崎 聡	12 番 橋 本 善一郎	13 番 影 山 常 光
14 番 陰 山 丈 夫	15 番 影 山 初 吉	16 番 佐 藤 弘

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	永 山 晋	書記	橋 本 和 宜
		書記	林 有 希 奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 晃		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年6月8日（水曜日） 午後2時00分開議

第1 諸般の報告

第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議

第3 付託議案の委員長報告並びに質疑

第4 議案の審議

議案第32号 財産の無償譲渡について

議案第33号 財産の無償譲渡について

議案第34号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 三春町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 田村市と三春町との間の園児及び小学校学齢児童の教育事務委託の廃止について

議案第37号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

- 議案第 38 号 令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 39 号 令和 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 40 号 令和 4 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 41 号 令和 4 年度三春町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

《議員提出議案》

- 発議第 4 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を
求める意見書の提出について
発議第 5 号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後 2 時 00 分）

…………… ● 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただ今出席している議員は 16 名であります。したがって、地方自治法第 113 条に規定する定
足数に達しており、会議は成立しました。

ただ今から本日の会議を開きます。それでは脱衣を許します。

…………… ● 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をします。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執
行側からの出席者は、掲載の届出写しのとおりであり、議場の席次については、掲載の議場席次図
のとおりです。

…………… ● 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ……………

○議長 日程第 2 により、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。陳情第 3 号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継
続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について
文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が定例会 6 月会議において、付託を受けた陳情事件
について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6 月 6 日、第 3 委員会室において開会いたしました。

陳情第 3 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援
を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳 情 者 福島市上浜町 10－38

福島県教職員組合

中央執行委員長 瀬戸 禎子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学並びに修学を保障するた
め、令和 5 年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就
学支援に必要な予算確保を行うために、国の関係機関に意見書を提出すること。

以上について、教育課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員
一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

○議長　これより、討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

以上で討論を終結します。

これより、陳情第3号について採決します。

本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択することに決定しました。

陳情第4号「地方財政の充実・強化に関する意見書提出陳情書について」

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長　総務常任委員会が定例会6月会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月6日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書

陳 情 者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会

田村地区連合会

議長 美輪 佑樹

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

地方財政の充実、強化が必要不可欠であることから、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立をめざすことが必要である。

このためには、防災・減災への取り組みや災害復旧、社会保障の維持・確保、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取り組みやデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財源需要を的確に把握した十分な地方一般財源総額の確保、子育てや地域医療、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援などの社会保障経費の拡充、国税から地方税への税源移譲の抜本的な改善、新型コロナウイルス感染症対策の機能強化と地域経済活性化の財源措置、持続可能な地域社会の維持・発展に向けた恒久的な財源の確保、会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保、自治体業務システムの標準化に向けた地域デジタル社会推進費の財源確保、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を強化し、小規模自治体に配慮した段階補正の強化対策を講じること。

以上について、財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結します。

これより、陳情第4号を採決します。

本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は採択することに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告並びに質疑 ……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会6月会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月3日に日程設定を行い、6月6日、7日及び8日の4日間、第1委員会室において開会し、6月6日には現地調査も行いました。

議案第32号 財産の無償譲渡について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 財産の無償譲渡について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和4年度三春町一般会計補正予算(第1号)について

議案第40号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について

以上2案について、財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が定例会6月会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月3日に日程設定を行い、6月6日、7日及び8日の4日間、第4委員会室において開会し、6月6日には現地調査も行いました。

議案第35号 三春町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、

全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が定例会6月会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月3日に日程設定を行い、6月6日、7日及び8日の4日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第34号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

以上2案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 田村市と三春町との間の園児及び小学校学齢児童の教育事務委託の廃止について

教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

生涯学習課長、教育課長、住民課長、保健福祉課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

以上2案について、保健福祉民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第4により、議案の審議を行います。

議案第32号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第34号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第35号「三春町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第36号「田村市と三春町との間の園児及び小学校学齢児童の教育事務委託の廃止について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第37号「令和4年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第38号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第41号「令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 ただいま、文教厚生常任委員会委員長より、発議第4号『『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について』、総務常任委員会委員長より、発議第5号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第4号及び発議第5号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を掲載しますので、少々お待ち願います。

議案書の掲載は確認できましたか。

発議第4号『『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について』を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発議第4号『『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について』

地方自治法第99条の規定により、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和4年6月8日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

令和4年6月8日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。これより、発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

発議第5号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 発議第5号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、地方財政の充実・強化に関する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和4年6月8日提出

提出者 三春町議会総務常任委員会委員長 鈴木利一

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に掲載した意見書のとおりであります。

令和4年6月8日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会6月会議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決いただきまして、ありがとうございました。令和4年度始まってまだ2ヶ月あまりであります。令和4年度という年度は、コロナや震災で傷んだ状態にきちんと手当てをして、V字回復を図っていこうという非常に大事な年度なんだということを改めて認識いたしました。引き続き、議会議員の皆様の強力なご支援をお願い申し上げて、我々もしっかりと職員とともに仕事に取り組んで参ります。今まで以上のご指導お願い申し上げまして、定例会閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。お疲れ様でした。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、令和4年三春町議会定例会6月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後 2時30分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月8日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 篠 崎 聡

署 名 議 員 佐久間 正 俊

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 3 2 号	財産の無償譲渡について	全 員	原案可決
議案第 3 3 号	財産の無償譲渡について	全 員	原案可決
議案第 3 4 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 3 5 号	三春町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 3 6 号	田村市と三春町との間の園児及び小学校学齢児童の教育事務委託の廃止について	全 員	原案可決
議案第 3 7 号	令和 4 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 3 8 号	令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 3 9 号	令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 4 0 号	令和 4 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 4 1 号	令和 4 年度三春町病院事業会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
発議第 4 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
発議第 5 号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	全 員	原案可決